



平成 20 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 パシフィックシステム株式会社
代表者名 代表取締役社長 末武 信一
(J A S D A Q ・ コード番号 ・ 3 8 4 7)
問合せ先 取締役経営企画室長 小澤 文男
(T E L . 0 3 - 5 8 4 7 - 4 7 0 0)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 5 月 26 日開催の取締役会において、平成 20 年 6 月 18 日開催予定の第 8 回定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 周知性の向上および手続の合理化を図るため、当社の公告方法を電子公告に変更し、合わせてやむを得ない事由によって公告をすることが出来ない場合の公告方法を定めるものであります。(変更案第 4 条)
- (2) 株式取扱規程において株主の権利行使の手続きについて定めていることを明確にするため、現行定款第 13 条につきまして所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 20 年 6 月 18 日 (水)
定款変更の効力発生日 平成 20 年 6 月 18 日 (水)

以 上

(別紙)

定款変更の内容

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する方法により</u>行う。</p> <p>(株式取扱規程) 第13条 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、<u>単元未満株式の買取りおよび売渡し、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>	<p>(公告の方法) 第4条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して</u>行う。</p> <p>(株式取扱規程) 第13条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料並びに株主の権利行使の手続は、<u>法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>